

「中津川市発達支援センターどんぐり」(保育所等訪問支援事業所)

2020年度 保育所等訪問支援のしおり

「中津川市発達支援センター どんぐり」の保育所等訪問支援事業は、心身の発達につまずきをもっている幼児に対して、健やかな発達を促す、児童福祉法に基づいた通所支援事業の一つです。

保護者の方と職員と一緒に、子どもの成長・発達にとって良い方法を考えていきましょう。

相談支援による利用計画を受けて、一人ひとりのお子さんの発達や課題に応じて個別支援計画を立て、保護者の方の了解のもとに家庭とどんぐり、幼稚園、保育園と共に連携して子ども達の発達を支援していきます。

【1】 事業所概要

事業所の種類	指定保育所等訪問支援
事業所の名称	中津川市発達支援センターどんぐり
事業所の所在地	中津川市田瀬 1533-1
連絡先	Tel 0573-76-0069 ・ 0573-72-3589
指定年月日	平成29年4月1日
指定事業所番号	2151500010

【2】 事業内容

お子さんが日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、訪問支援員が保育園・幼稚園等を訪問し、子どもさんの身体及び精神状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導を行うものです。その場合、訪問支援員からの直接指導や環境設定、保育士・教諭等へのアドバイスを行います。お子さんの集団生活への適應がしにくい原因を捉え、適應できるよう支援します。

こうした支援は、「保育所等訪問支援計画」(個別支援計画)に基づき実施されます。個別支援計画は、事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、保護者の方に説明を行い、同意をいただきます。

【3】 営業日と営業時間等

- ・ 営業日 月曜日から金曜日 ただし国民の祝日、12/29から1/3までを除く
- ・ 営業時間 午前9時～午後5時
- ・ サービス提供日 営業日と同じ
- ・ サービス提供時間 午前9時～午後5時

【4】 通常の事業の実施地域

中津川市(加子母・付知・田瀬・下野・福岡・高山・蛭川・坂下・川上・山口)

但し、市長が認める場合は限定しません。

【5】 利用料金

- (1) 中津川市に住所を有する子どもさんが、保育所等訪問支援を利用する場合、保護者の方の申請に基づき、市が利用料金を全額助成いたします。毎月、保育所等訪問支援の利用に係る給付費等の通知書を交付しますのでご確認ください。
- (2) 通常の事業の実施地域以外の地域に出向いて、保育所等訪問支援を行う場合、それに要した交通費について保護者の方に負担していただきます。

【6】 連絡事項

■モニタリング（面接）のお願い

よりよい指導をするために、児童発達支援管理責任者が年 2 回程度の面談を行い、個別支援計画に反映させて頂きます。ご理解ご協力をお願いします。

■意見・要望等（苦情）受付について

ご意見や要望などありましたら、職員に遠慮なく申し出てください。又、別紙のように意見・要望等（苦情）解決窓口を設置しています。

■第三者評価の実施状況

どنگりて提供しているサービス内容について第三者評価は実施していません。

■人権擁護、虐待防止について

擁護、虐待防止のための研修を行い、虐待防止に努めています。

■秘密の保持について

職員は、業務上知りえた子どもさん又はその家族の秘密を保持します。又、退職後もこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。子どもさん又はその家族の情報を提供する場合は、あらかじめ家族の同意を得るものとします。

■受給者証の更新について

受給者証の有効期限が 1 年のため、毎年契約更新をしていただきます。住所等受給者証の記載内容に変更があった場合、速やかにお申し出下さい。

■確認印のお願い

指導後に保護者の方に確認を頂くため、実績記録表と支援記録表に印鑑（認印）を押して頂きます。

■欠席について

保育所等を欠席、遅刻の場合は、必ず連絡して下さい。前もってわかっている場合は、早めに連絡して下さい。

中津川市発達支援センター どんぐり

指定事業所番号 2151500010
指定年月日 平成29年4月1日
サービスの種類 保育所等訪問支援
住 所 中津川市田瀬 1533-1
T E L 0573-76-0069 ・ 0573-72-3589
F A X 0573-76-0068
E-mail donguri@city.nakatsugawa.gifu.jp